公益社団法人栃木県産業資源循環協会
協会だより
Vol.147
6月号
〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2　栃木県立美術館普及分館3F
TEL　028-612-8016/FAX　028-612-8017
http://www.tochigi-sanpai.or.jp

第13回定時社員総会を開催　全議案が承認可決

５月23日(木)午後３時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第１3回定時社員総会が開催され、総会成立要件を満たす146名（委任状出席を含む）が出席し、全議案について承認可決されました。


【挨拶する菊池会長】


【会場風景】

定時社員総会は、神山副会長の司会で始まり、山本副会長の開会宣言に続き、菊池会長は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックの使い捨て利用が見直され、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの移行が求められております。また、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律も閣議決定され、今後２年以内に全容が明らかになります。これらの法律が我々の業界に順風をもたらすのか、逆風となって立ちはだかるのか、これからしっかりと見極めてゆく必要がある」と挨拶しました。

湯澤専務理事が、本日の出席会員が 44 名、委任状提出会員 102 名、合計 146 名の出席会員は定款に定める定足数を満たしており、社員総会が有効に成立していることを報告しました。

定款に基づき山口副会長が議長に選任され、白石理事と佐久間理事を議事録署名人、書記に若月理事と藤平主査を指名し、議案の審議に入りました。

湯澤専務理事が次第に基づき、第１号議案の令和５年度事業実施報告及び第２号議案の決算承認について説明した後、手塚監事が、適正に処理されていることを認めると監査報告を行いました。

議長が議決権者に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認、可決されました。引き続き、第３号議案の任期満了に伴う役員（理事）改選の議案についても、満場異議なく原案どおり承認、可決されました。なお、新三役の選出につきましては、議事終了後に、臨時理事会が開催され、理事の互選により決定しました（３ページ参照）。

以上の３議案全ての議案が承認可決された後に、令和６年３月 22 日に開催された第 73 回理事会において承認された令和６年度の事業実施計画及び収支予算の内容を報告し、最後に加藤副会長が閉会を宣言しました。

第１号議案	令和６年度事業実施報告について
第２号議案	令和６年度決算承認について
第３号議案	任期満了に伴う役員（理事）の改選について
報告事項	令和６年度事業実施計画及び収支予算について

定時社員総会　御来賓者

栃木県副知事	天利　和紀	様
宇都宮市環境部次長	荒木　義行	様
栃木県環境森林部長	齋藤　利也	様
栃木県環境森林部参事	山口　弘美	様
栃木県環境森林部資源循環推進課長	大橋　禎恵	様
宇都宮市環境部廃棄物政策課長	荻原　研二	様
(公社)栃木県産業資源循環協会顧問	三森　文徳	様
(公社)栃木県産業資源循環協会顧問	佐藤　良	様
(公社)栃木県産業資源循環協会顧問	関谷　暢之	様
(公財)栃木県環境保全公社　理事長	大竹　久弥	様



【御来賓の方々】

令和６年度 会長表彰受賞者



【受賞者代表謝辞 早乙女 勝博 氏】



【受賞者の方々】

○協会功労者

藤原　等　　サンエコサーマル株式会社

○優良事業所

トーテツ興運株式会社（栃木県小山市）
株式会社新栄商事　（茨城県下妻市）
株式会社油水分離　（千葉県千葉市）
株式会社クレハ環境　（福島県いわき市）
有限会社伊藤総合開発（茨城県結城市）

○永年勤続者

早乙女　勝博	メルテック株式会社	稲童丸　靖弘	栃木ハイトラスト株式会社
臼井　一也	サンエコサーマル株式会社	大野　孝	有限会社関東実行センター
鈴木　修	日本アグリ株式会社	星野　和良	有限会社関東実行センター
多賀　励	渡辺産業株式会社	仲田　祥隆	株式会社菊地組

○優良従事者

白澤　諒一	川上建設株式会社	塩濱　誠司	メルテック株式会社
板羽　恵一	株式会社リヴェール東洋	及川　康広	有限会社関東実行センター
菊地　英夫	株式会社リヴェール東洋	山本　裕司	有限会社関東実行センター
冨田　淳	株式会社セルクリーンセンター	増渕　英明	株式会社八幡
駒場　弘巳	渡辺産業株式会社	長江　弘二	株式会社ウスイ産業

○祝い金贈呈者

第 63 回栃木県公衆衛生大会知事表彰　　仲田　陽介　仲田総業株式会社

公益社団法人栃木県産業資源循環協会　新役員一同



役職名	氏名	会社名	役員継続
会長	菊池　清二	株式会社八幡	重任
副会長	山口　文伸	株式会社近代環境整備社	重任
副会長	神山　昌彦	渡辺産業株式会社	重任
副会長	山本　久一	有限会社関東実行センター	重任
副会長	加藤　和弘	株式会社日環	重任
専務理事	湯澤　元浩	公益社団法人栃木県産業資源循環協会	重任
理事	田城　　昇	株式会社タシロ清掃	重任
理事	仲田　陽介	仲田総業株式会社	重任
理事	白石　純也	白石環境株式会社	重任
理事	若月　裕之	鈴運メンテック株式会社	重任
理事	臼井　伸太郎	株式会社ウスイ産業	重任
理事	熊本　範章	いずみ産業株式会社	重任
理事	髙楯　　昇	株式会社ワタル商事	重任
理事	吉成　　智	株式会社栃木コンポスト	重任
理事	佐久間　　基	日本アグリ株式会社	重任
理事	五月女　太造	株式会社真田ジャパン	重任
理事	藤原　　等	サンエコサーマル株式会社	重任
理事	奥平　　幸伸	株式会社ダイセキ　関東事業所	新任

栃木県産業廃棄物不法処理防止協議会開催



令和６年５月 14 日（火）13 時 30 分から、栃木県庁研修館３階研修室 302 において、栃木県不法処理防止連絡協議会が開催されました。

県、宇都宮市から、産業廃棄物不法投棄等防止対策について、スカイパトロールなどの監視活動や市町の併任職員の配置状況について説明がありました。

また、栃木県警察本部生活環境課から廃棄物処理法に基づく検挙事例、組織犯罪対策第１課から最近の暴力団の状況、警備第１課から右翼団体の状況について説明がありました。

当協会からも、平成17年7月に交わした「不法投棄等の情報提供に関する協定」の対応状況について報告しました。

【事務局からのお願い】

この協定は、協会会員が不適正処理事案や不法投棄の現場などを発見した場合に、協会事務局を通して、県に通報する協定ですので、会員の皆様が、「これはおかしい。」と感じた現場を見つけた場合には、事務局に御連絡ください。TEL028-612-8016

令和６年度許可等講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受けるオンライン型講習会です。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申し込みください。

■栃木県の試験会場：コンセーレ　大ホール（１Ｆ）宇都宮市駒生 1-1-6　TEL028-624-1417

【新規】＊産業廃棄物の収集・運搬課程

令和６年７月４日（木）13：40～ 、令和７年１月 30 日（木）10：00～

＊産業廃棄物の処分課程

令和６年 10 月２日（水）13：40～

【更新】＊産業廃棄物の収集・運搬課程

令和６年７月４日（木）10：00～ 、令和６年 10 月３日（木）10：00～、

令和７年１月 30 日（木）13：40～

＊産業廃棄物の処分課程

令和６年 10 月２日（水）13：40～

【特別管理産業廃棄物管理責任者】

令和６年７月５日（金）10：00～、令和６年 10 月２日（水）10：00～

講習会の申し込みにつきましては、先着順となっております。
日本産業廃棄物処理振興センターのホームページで、受付状況をご確認ください。
＊(公財)日本産業廃棄物処理振興センター　ホームページ https://www.jwnet.or.jp

【青年部事業】

青年部が新体制を発足。福田克氏が青年部長に就任しました

役員の任期満了に伴い、福田克氏（宇都宮文化センター㈱）を青年部長に選出。１期２年青年部長職を務められました小林前部長は、顧問に就任されました。



公益社団法人栃木県産業資源循環協会青年部　新役員一同

役職名	氏名	会社名	役員継続
部長	福田　克	宇都宮文化センター株式会社	就任
副部長	磯貝　太	ウイズテック株式会社	重任
副部長	臼井 友章	株式会社ウスイ産業	就任
副部長	飯塚　亘	株式会社セルクリーンセンター	就任
副部長	熊本 宗行	いずみ産業株式会社	就任
幹事	仲田 大介	仲田総業株式会社	重任
幹事	渡邉 康人	株式会社日本オイルサービス	重任
幹事	長濱 貴規	有限会社クリーンｅｃｏ	新任
幹事	竹川 英樹	株式会社ウスイ産業	新任

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和６年６月１日現在、28 名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

令和６年度

オンデマンド講習開始！
「建廃のリサイクル」を追加！

建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会



令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞　受賞講習

【定期講習】

日　　程　：2024年７月２４日(水)、2025年１月１７日(金)
時　　間　：10:00~17:00
受 講 料　：10,000円(テキスト、書籍代含む)
ＣＰＤＳ　：6 unit
場　　所　：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団・・・東京・虎ノ門駅前

【オンデマンド講習】

日　　程　：定期講習の開催毎に、開催後一定期間、下表の講習内容を配信します
受 講 料　：3,000円(書籍は別途販売)

講　習　の　内　容		定期講習	オンデマンド講習
建廃の取扱いルール	●建築物の解体、改修工事のルール ●解体工事における留意すべき廃棄物	○	○
廃棄物処理法の概要	●産廃の保管・運搬・処分の基準、委託基準 ●掘削・土木工事における留意すべき廃棄物	○	○
現場管理の注意点	●法違反・トラブル事例とリスク管理 ●元請業者の役割	○	―
汚染土等の取扱い	●土壌汚染対策法の概要、汚染土壌の搬出 ●残土問題、環境法令（工事排水、フロン他）	○	―
建廃のリサイクル	●新築・解体に伴う建廃の種類と現場分別 ●建廃のリサイクルの推進	○	○

注：○印が「定期講習」「オンデマンド講習」各々で受講できる内容

出張講習（講師派遣）もいたします

＜受講申込先・問合せ先＞
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団　講習会事務局
電　　話：03−4355−0155
Ｅメール：seminar@sanpainet.or.jp
ホームページ：https://www.sanpainet.or.jp/　（産廃情報ネット）

建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のＦＡＸ申込書

送付先　FAX　03－4355－0156　　講習会事務局　兒玉（コダマ）

定期講習（受講日　令和　年　月　日）・オンデマンド講習（どちらを受講するか○印を付けてください）		
ふりがな お名前	御連絡先TEL	都道府県名
御社名	御連絡先：メールアドレス	

切り取り不要　（このままの用紙で、ＦＡＸしてください）

【 定期講習 】

会　場：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
（右下図のとおり東京・虎ノ門駅前です。）
受　付：講義の30分前より受付を開始します。
受講料：受講料は当日払いとします。
※　継続学習制度（CPDS）の認定講習会です。
（(一社)全国土木施工管理技士会連合会）
※　修了証、車両用シール、ヘルメット用シールを授与
※　ご希望に応じて、修了者の氏名、社名等を当財団のホームページに掲載します。

【オンデマンド講習】

●講習ビデオをダウンロードして受講できます。
●料金支払後（振込後）ダウンロードが可能となります。
※配信開始日、受講手続の詳細等については、後日、講習会のホームページなどでご案内します。
※書籍は別途販売となります。
※CPDSの認定講習には該当しません。

◆ 出張講習のご案内 ◆

○受講者10名以上で講師を派遣します。
○会場(会議室等)は申込者様にてご用意願います。また講師の交通費をご負担いただきます。
○CPDS認定講習（社内研修、オンライン受講者は非該当）
○講習終了後（受講者数確定後）に受講料を請求しますので、**受講者数が未確定でも開催できます。**
○**受講料、講義内容・時間・受講者数等については、お気軽にご相談ください。**

【 講師紹介 】

島田　啓三：前 建設廃棄物協同組合理事長
浅尾　洋和：(株)エコワスプラント　代表取締役社長
橋立　健司：(一財)先端建設技術センター　企画部グループマネージャー
片山　和俊：前（公財）産業廃棄物処理事業振興財団講師



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅（9番出口）より徒歩１分
東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩５分
都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩５分
JR線・都営浅草線 新橋駅（日比谷出口）より徒歩10分

駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください

【講習会の効果・受講者の声】

○不正処理の防止
・法律違反にならないよう慎重に注意して業務を遂行しようと強く思った。
・適正だと思っていたことが、実は法律違反であったことが幾つかあった。
・誤って理解している点が多いことがわかった。

○リサイクル（資源循環）・分別方法
・理解の甘かった建設リサイクル法について、知識を深めることができた。
・今行っている作業全体を見直して、誤った理解で進めている点があるか否か確認しなくてはならないと思った。
・資源循環に繋がる現場分類方法を知り、現場で一層勧めていきたいと思った。

【お申込み】財団のホームページ、メール、またはFAXでお申込みください
(1) **ホームページ →** https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18
上記URLを開き、「申込書・パンフレット」の「Web申込」から、申込手続をしてください。
(2) **メール →** seminar@sanpainet.or.jp
コース名、受講日、受講者氏名、御社名、都道府県名、電話番号等を記入のうえ送信してください。
(3) **FAX →　03-4355-0156**
上部のFAX用申込書の空欄に必要事項を記入のうえ送信してください。

～会社訪問～

≪会社訪問≫ 今回は、正会員の **那須高原リサイクルパーク株式会社** を訪問しました。

1 会社概要

会社名：那須高原リサイクルパーク株式会社
代表者：代表取締役　五月女 明
住　所：栃木県那須塩原市井口 189-1
連絡先：電話 0287-37-8844
　　FAX　0287-37-0082
創　業：平成 17 年 10 月 20 日
従業員：12 名

会社ホームページ



2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》
○産業廃棄物処分業（破砕/圧縮）
・栃木県許可番号 00920140449

《主な認定・認証取得》
・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得
・優良産廃処理業者認定　栃木県

3 施設概要

当社は、工場系・建築系産業廃棄物を中心に処分業を行っています。商圏は、栃木県北部を中心に栃木県中央から福島県南部エリアです。なお、収集運搬は、グループ会社である株式会社真田ジャパンが担っています。

取り扱量は増加傾向にあります。そのため、保管場所の増設や設備の更新など、毎年設備投資を行っています。また、カーボンニュートラルにも意識を向け、自然エネルギーの活用、省エネ車両の導入など、積極的に取り組んでいます。



建物奥に沿って破砕機 2 台、圧縮機、ハンマークラッシャーを設置。広い手選別スペース。



黄色の Y シャツと超ネクタイがユニフォーム

4 会社からひと言

大手・地場ゼネコン、大手メーカー工場、地元事業所など、幅広いお客様とお付き合いいただいております。長物や厚物といった前処理が必要な廃棄物も柔軟に受け入れできる体制が当社の強みです。

急な持ち込みのお客様に対応するための電子契約、オンライン化のための電子マニフェスト、車両の安全を遠隔で管理するクラウド型車両管理システムなど、DX 化にも積極的です。

我々は、地域 NO.1 の対応力を目指し、これからも顧客のニーズに応え続けていきます。

≪会社のＰＲをしませんか≫
「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～コラム～



佐藤泉法律事務所
LAW OFFICE OF IZUMI SATO
代表者：弁護士 佐藤 泉
〒104－0061 東京都中央区銀座１丁目 16-6 鈴常ビル４階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column
コラム

○環境管理記事：カーボン取引等

環境管理 2024 年 3 月号に、「環境法専門弁護士座談会（第 3 回）カーボン取引、サステナビリティ情報開示、ESG 訴訟」が掲載されました。
脱炭素に向けて、企業の自主的取り組みが進んでいます。環境法を専門とする弁護士が、現行の法制度及び企業からの法律相談例を紹介しています。是非ご覧ください。
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年５月 27 日掲載）

○環境管理記事：廃棄物と循環型社会

環境管理 2024 年 2 月号に、「環境法専門弁護士座談会（第 2 回）廃棄物と循環型社会」が掲載されました。
廃棄物処理法違反による刑事事件、下取・店頭回収などの法律相談などについて、環境法を専門とする弁護士の経験談が掲載されています。是非ご覧ください。
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年５月 20 日掲載）

○地域生物多様性増進法案の閣議決定

2024 年 3 月 5 日、地域生物多様性増進法案（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案）が閣議決定されました。今国会で成立予定です。
地球環境の悪化により、生物多様性は既に相当程度失われています。そこで、生態系の保護だけではなく、回復・創出を目指すネイチャーポジティブが国際的に重要となっています。そこで、我が国でも、事業者、自治体、地域住民が連携して、生物多様性の増進を進める法律を制定することになりました。地域との連携は、企業の SDG s 活動の大きな柱になっていくことが期待されています。
https://www.env.go.jp/press/press_02863.html
https://www.env.go.jp/content/000203628.pdf
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年５月 13 日掲載）

○CCS 事業法案の閣議決定

2024 年 2 月、CCS 事業法案（二酸化炭素の貯留事業に関する法律案）が閣議決定されました。今国会において成立予定です。
脱炭素の目標は、省エネ・再エネだけでは達成できません。そこで、排出する温暖化ガスを地下の空間等に貯留するシステムが検討されています。この法案では、2030 年までに民間事業者が国内における CCS 事業を開始するための事業環境を整備するため、貯留事業・試掘に係る許可制度及び貯留権・試掘権の創設、貯留事業者及び二酸化炭素の導管輸送事業に関する事業規制・保安規制を整備するものとされています。地震の多い日本で適地があるのか不安です。
https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240213002/20240213002.html
https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240213002/20240213002-6.pdf
（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年５月７日掲載）

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！





今回の宿題は、「総則、国民の責務」からでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q，次のうち、廃棄物処理法で「国民の責務」として規定されていない事項はどれか。

（１）廃棄物の排出を抑制すること。

（２）再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

（３）廃棄物を分別して排出すること。

（４）生じた廃棄物をなるべく専門の業者に処理委託すること。

（５）廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

【解説】

法第２条の３では、「国民の責務」として次のように規定されている。

第２条の３国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

これは、平成３年の改正の時に追加された条文であり、それまで廃棄物処理法では「国民の責務」は規定されていなかった。

前述の正しい条文と比較すれば一目瞭然であるが、選択肢で間違っているのは（４）で「専門の業者に処理委託」ではなく「自ら処分」である。

しかし、現実を考えると、堆肥にならない廃棄物を土に埋めることは、第16条の不法投棄、また、焼却炉もないところで焼却すれば第16条の２の「野焼き」として、違法行為となる。

郡部では「生ゴミの堆肥化」等は家庭（個々の国民）でも可能であろうが、都市部では文言とおりの「なるべく自ら処分すること」は困難になっているのが現状である。

正解（４）

この問題とした「総則」は、語弊はあるかも知れませんが、まぁ、あまり実務には関係しないかもしれません。でも、こういった「理念」を知っているのと、知らないのでは廃棄物処理法に対する姿勢が違ってくるように思っています。頭の片隅にでも置いておいて損は無いでしょう。
では、次は処理業者さんにとっては、とても実務的な問題にしてみましょうか。

Q，次のうち、産業廃棄物処理業の許可について誤っているものはどれか。

（１）産業廃棄物処理業の許可は、５年（優良性の評価を受けた業者は７年）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（２）産業廃棄物処理業の更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

（３）産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる。

（４）産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（５）産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を行わなければならない。

【解説】

（３）の収集区域を定めることについては、一般廃棄物処理業の許可では規定されているが、産業廃棄物処理業の許可では規定されていないので誤り。

正解（３）

この問題は、特に一般廃棄物処理業の許可も取得している方は「どれも正しいんじゃないの？」と思われたかもしれません。なので、補足で一般廃棄物と産業廃棄物の条文をご紹介しておきましょう。

（一般廃棄物処理業）
第七条
１１　第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
（産業廃棄物処理業）
第十四条
１１　第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

と、まぁ、このように一般廃棄物処理業許可には「収集を行うことができる区域を定め」とありますが、産業廃棄物にはこの文言が入っていませんね。
一般廃棄物の場合、実際にＡ市とＢ町の合併がありＣ市になった時などは、一般廃棄物処理業の許可のエリアとして「旧Ｂ町地域に限る」としている許可も時折見られます。
産業廃棄物の許可は「栃木県小山市に限る」という許可は無いってことになりますね。

では、今回の宿題は、「エリア」も含めて処理業許可の複合問題を。



宿題Ｑ
（特別管理）産業廃棄物処理業の許可に関し正しいものには○、間違っているものには×を付けなさい。

a　Ａ県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、Ｂ県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

b　Ａ県で産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む）の許可を受ければ、Ａ県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬（積替保管を含む）を業として行うことができる。

c　産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。

d　特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。

e　特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、（普通の）産業廃棄物を扱う場合でも、改めて（普通の）産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント　二階堂　久



労働災害の統計指標

労働災害の発生状況を評価する指標は、主に、度数率、強度率、年千人率を使用します。

毎年７月１日から７日まで、全国安全週間です。この機会に、自社の安全成績を全国と比べて、良いか悪いかを比較してみてください。

算出式と実際の事例を想定して計算例を示します。

⑴度数率（労働災害の頻度）

100 万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、労働災害の頻度を表すものです。労働災害とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことです。

度数率は統計をとった期間中に発生した労働災害による死傷者数を同じ期間中の延べ実労働時間数で割り、それに 100 万を掛けた数値です。

〔算出式〕

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

①算出式の分子：労働災害による死傷者数

休業１日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定します。

②算出式の分母：延べ実労働時間数

全労働者が実際に働いた労働時間の合計（１時間未満の端数は切り捨て）をいい、早出、残業等の超過労働時間があれば、その時間数も含みます。

なお、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除くが、監視又は断続的業務に従事する者の手待時間は含めます。

たとえば、従業員１名が、残業ゼロで、8 時間／日、20 日／月、12 か月働いた場合、

１名当たりの延べ実労働時間数 ＝ 8×20×12 ＝ 1,920 時間

〔計算例〕

労働時間の現状（栃木労働局労働基準部監督課）より、「総実労働時間の状況」から製造業の 1,948 時間となってますので、この値を参考に用いてみます。

Ａ社の従業員 30 名の事業場の延べ実労働時間数は

1,948×30＝58,440 時間



③労働災害による死傷者数

Ａ社の従業員は、労働災害で１名、通勤災害で２名計３名のケガをしました（仮定）。

この場合、分子の数値は「1」です。

④度数率

度数率＝（1／58,440）×1,000,000

＝17.12（少数点以下第２位まで）

⑵強度率（労働災害の重さの程度）

1,000 延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数をもって、災害の重さの程度を表すものです。

強度率は統計をとった期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を同じ期間中の全労働者の延べ実労働時間数で割り、それに 1,000 を掛けた数値です。

〔算出式〕

$$\text{度数率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1{,}000{,}000$$

①算出式の分子：延べ労働損失日数

労働災害により労働不能となった日数をいい、次の基準により算出します。

ア　死亡…… 7,500 日

イ　永久全労働不能…… 表２の身体障害等級第１級～第３級の日数（7,500 日）

ウ　永久一部労働不能…… 表２の身体障害等級第４級～第 14 級の日数（級に応じて 50～5,500 日）

エ　**一時労働不能**…… 所定休日も含めた**暦日数の延べ休業日数に 300／365（うるう年は 300／366 ）を乗じた日数**

表２　身体障害等級別労働損失日数

身体障害等級（級）	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数（日）	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

〔計算例〕

業務中に足を骨折して、休業 15 日となった場合の「労働損失日数」は、

15×300／365＝12 日（一時労働不能に該当）



②算出式の分母：延べ実労働時間数

度数率と同じ。

③延べ労働損失日数

Ｂ社の従業員は、業務中に骨折で休業 15 日のケガをしました（仮定）。

この場合、分子の数値は「12」です。

④強度率

強度率＝（12／58,440）×1,000

＝0.21（少数点以下第２位まで）

⑶年千人率

年千人率は、１年間の労働者 1,000 人当たりに発生した死傷者数の割合を示すものです。

⑷令和３年の全国統計値

業種	度数率	強度率
一般・産業廃棄物業	**７．３６**	**０．１７**
建設業（総合工事業）	１．３９	０．４１
製造業	１．３１	０．０６

この表は、令和３年の代表的な業種の度数率と強度率をまとめたものです。

みなさんは建設業の安全成績が一番悪いと思っていなかったでしょうか。**「一般・産業廃棄物業」の度数率は、「建設業」の５．３倍です。廃棄物業の労働災害の頻度が多いことがわかります。**

〔出典〕職場のあんぜんサイト「安全衛生キーワード」（厚生労働省）

労働災害動向調査「用語の説明」（厚生労働省）

ＣＳＰ労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？　収集した汚泥を当日搬入できない。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

（質問１）

当社はグリストラップの清掃を実施していますが、レストランや旅館の場合、午後や夜間作業を実施することがあります。したがって、処理施設の受入れ時間に間に合わない場合があり、そのような場合には自社駐車場に吸引車を駐車し、翌日搬入していますが、この場合一晩駐車していることは廃棄物処理法で言う保管に該当しますか。吸引車から汚泥を外に出さない場合でも保管になってしまいますか。

（回答１）

産業廃棄物の収集運搬は、原則当日搬入することが求められているようです。作業や夜間作業を行うと、確かに、処分場の受入れ時間に間に合わない場合が出てきますが、このような場合は保管にあたらないとされているようです。当日中、吸引車で何か所か回って収集、運搬することは問題ないようですが、吸引車に余裕があるから、翌日に別のところを吸引してということになると、この一晩ためておくことは保管に該当することになるようです。微妙な場合には、県や宇都宮市に御確認してください。

（質問２）

当社は、本社は鹿沼市にありますが、野木町と佐野市に工場がありそれぞれの工場から産業廃棄物が発生しマニフェストを発行しています。この場合本社がまとめて野木町と佐野市の工場で発行したマニフェストの報告を県西事務所に報告して良いのか，野木町の工場の分は小山環境事務所に、佐野市の工場の分は県南環境森林事務所に報告するのか教えてください。

（回答２）

野木町の工場の分は小山環境事務所に、佐野市の工場の分は県南環境森林事務所にそれぞれ報告してください。また、建設工事で県内あちこちに産業廃棄物が発生するような場合は、県内で発行したものをまとめて、最寄りの出先事務所に出すことになります。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第７項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（６月１日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

（主な事業）
- ○排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- ○処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- ○マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- ○処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- ○処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

（その他）
- ○契約期間は１年間。
- ○料金は１事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は５万円）

※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

教育資金が準備できないときは？ ②国の教育ローンも選択肢

前回コラムでは、教育資金が準備できなかったとき、まず最初に検討すべき選択肢として奨学金の話を紹介しました。そもそも論として認識しなければならないのは、「奨学金は子どもが借りて子どもが返済する」という点です。そして、子どもではなく、「親が借りて親が返済する」という選択肢が、日本政策金融公庫の「国の教育ローン(教育一般貸付)」となります。今回は「国の教育ローン」の特徴や仕組みを奨学金と比較しながら確認してみましょう。

■国の教育ローンと奨学金の利用状況

		国の教育ローン※1	貸与奨学金※2
利用件数		9万件	113万件
利用者の割合	大学	**49.2%**	**74.3%**
	短大	3.6%	3.2%
	高校	**13.1%**	**－**
	専修学校	26.2%	18.2%
	その他※3	7.9%	4.1%
利用金額(平均)※4		156万円	240万円

※1 令和4年度実績（日本政策金融公庫HPより作成）
※2 日本学生支援機構「奨学金事業に関するデータ集」（2023/11）
※3 その他とは、大学院、高等専門学校、外国の大学など
※4 大学生への平均融資額（奨学金は有利子で利用者が最多の月額5万円の4年分）

まず、利用件数を比較すると「国の教育ローン」は貸与奨学金の1/12ですね。「最初に奨学金を検討する」という点が裏付けられるデータだと言えます。また、教育費負担が大きい大学で利用者が多いという点は共通していますが、「国の教育ローンは高校進学時も利用できる」という特徴もみてとれます。

■国の教育ローンと奨学金の制度比較※5

	国の教育ローン	日本学生支援機構の貸与奨学金
利用者	保護者（親）	学生本人（子ども）
利用条件	**家計基準**	**家計基準と学力基準**
申込時期	**いつでも可能**	**決められた募集期間**
申込窓口	日本政策金融公庫	在学中の学校
利用可能額	子ども1人 350万円以内 海外留学資金等は450万円以内	（第一種）月2～5.4万円※6 （第二種）月2～12万円
受取方	**1年分まとめて**	**毎月定額**
借入利息※7	年2.40%(固定)	年0.94% (利率固定方式) 年0.40% (利率見直し方式)
返済開始	借りた翌月から	卒業後7ヵ月目から

※5 日本政策金融公庫と日本学生支援機構のパンフレットを基に筆者作成
※6 私立大学、自宅通学の場合
※7 国の教育ローンは2024/5/1現在、奨学金は2024/3末現在

奨学金と制度を比較して分かる、「国の教育ローン」の特徴は、

①親にまとまった金額が一括して融資され、
②利用条件に子どもの学力が問われず、
③入学金にも充当できる、

ということだと思います。

ですので、入学金や大学生活のセットアップは「国の教育ローン」で、在学中の学費等は奨学金でまかなう、という使い分けもアリだと思います。

大和証券　ライフプランビジネス部
2024/5/28作成


ワンちゃんのお散歩がてら。
自慢の清流スポットをキレイに。
週に一度だけ職場のまわりを。
通学路で子どもと一緒に。
毎日のウォーキングついでに。
公園で、憩いついでにちょっとだけ。
空のコーヒーカップ一杯分だけ。
駐車場で、マイカーの周りだけ。
私のための私らしいゴミひろい
For Me 530 Project
2024.5/1(水)»»7/31(水)
ゴミ問題はどこかの誰かの問題じゃなく、
私たちひとりひとりの問題だから。
私らしくできることを無理なく続けよう。
栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言
キャンペーンに参加して
豪華宿泊券プレゼントをもらおう!
裏をCHECK>>>

キャンペーン期間：2024. 5/1(水)〜7/31(水)

For Me 530 Project “私らしいゴミひろい”をしたらLINEから投稿！抽選でプレゼント！

第1弾 5/1(水)〜31(金)



A賞	1名様	那珂川 有形文化財 ホテル 飯塚邸 ペア宿泊券
B賞	5名様	県内商業施設の 商品券（3,000円分）
C賞	50名様	530project オリジナル軍手

第2弾 6/1(土)〜30(日)



A賞	1名様	那須 星野リゾート リゾナーレ那須 ペア宿泊券
B賞	5名様	県内商業施設の 商品券（3,000円分）
C賞	50名様	530project オリジナル軍手

第3弾 7/1(月)〜31(水)



A賞	1名様	日光 日光金谷ホテル ペア宿泊券
B賞	5名様	県内商業施設の 商品券（3,000円分）
C賞	50名様	530project オリジナル軍手

キャンペーンの詳しい情報はコチラ（栃ナビ！のサイト）

＼参加方法／

1 ゴミひろいをする

できる範囲でOK!



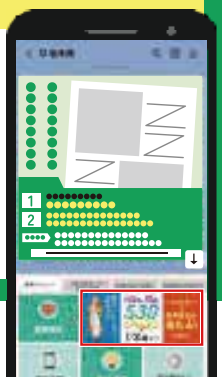
2 写真を撮る

写真をパシャリ！



3 栃木県公式LINEから応募する

こちらから ↓↓↓



期間中、1日1回 応募できます！
たくさん応募して当選率UP!

※キャンペーンは期間中であっても予告なく中止となる場合がございます。
※宿泊券の利用には期間などの条件があります。詳しくはキャンペーンサイトをご確認ください。

栃木県環境森林部 資源循環推進課 TEL.028-623-3228

国際避暑地日光

皇室・大使の別荘めぐり

～皇室・大使ゆかりの避暑地を旅する～

モバイルスタンプラリー

90 TH NIKKO NATIONAL PARK
日光国立公園指定 90 周年

開催期間 2024年
6/1(土)▶
9/30(月)

旧御用邸や旧大使館別荘など、
7施設を巡ろう。4施設のスタンプを
集めて記念品をゲット!
7施設全てのスタンプを集めて
素敵な賞品が当たる抽選にチャレンジ!

※詳しくは、栃木県HPをご覧ください。

日光田母沢御用邸記念公園



英国大使館別荘記念公園



イタリア大使館別荘記念公園



金谷ホテル歴史館



中禅寺湖畔ボートハウス



JR日光駅



東武日光駅



STEP-1
QRコードから
参加登録
※6/1から参加登録が
可能になります。

STEP-2
GET!
QR
各施設でQRコードを
読み込んでスタンプを
ゲット

STEP-3
×4
スタンプが4つ集まったら、
記念品と交換しよう
※なくなり次第終了となります。

全スタンプコンプリート!

STEP-4
応募
7つ全てのスタンプを
集めたら、スマホから
抽選に応募

※スタンプラリーの参加には、
スマートフォンが必要です。

記念品交換場所 スタンプ設置施設（駅を除く）、JR日光駅ツーリストインフォメーションセンター、東武日光駅観光案内所

日光別荘めぐりパス（4館共通入館券）

おトクにスタンプラリーを楽しもう

スタンプ設置施設のうち、有料の4館におトクに入館できる共通券を、イベント期間限定で販売します。

販売期間 2024年6月1日(土)～9月30日(月)　利用期間 2024年6月1日(土)～9月30日(月)　販売価格 1,200円

販売箇所 日光田母沢御用邸記念公園、英国大使館別荘記念公園、イタリア大使館別荘記念公園、金谷ホテル歴史館、東武日光駅ツーリストセンター

MAP・アクセス

おもてなし施設一覧 ※2024年5月8日現在　特典・おもてなし等、詳細は栃木県HPを御覧ください。





◀奥日光駐車場情報
※R6年4月から奥日光県営駐車場は有料化しました。

バス情報▶

①栃木県立日光自然博物館
②TOKI 珈琲店
③日光二荒山神社中宮祠
④中禅寺湖遊覧船
⑤中禅寺金谷ホテル 空ぶろ
⑥コーヒーハウスユーコン
⑦龍頭之茶屋
⑧レストラン メープル
⑨手打そば かつら
⑩レークオカジン
⑪中禅寺立木観音
⑫南4番 Classic
⑬日光ステーションホテルクラシック
⑭日光さかえや揚げゆばまんじゅう本舗
⑮旭屋本店
⑯杉養蜂園 日光東照宮店
⑰MobileCafeNIKKO珈琲 CoCom(キッチンカー)
⑱焼きそば専門店 焼麺 晃のや
⑲日光金谷ホテル
⑳金谷ホテル歴史館
㉑ふふ日光

イベントの詳細は、
栃木県HPまで。

＼連携イベント／

●金谷ホテルの歴史館　雅楽のしらべ 6月22日（土）　●大使館別荘サマーフェスト 8月10日（土）

【東武鉄道・JR東日本共同開催】受付時間▶9:00～12:30　歩行距離▶約9.0km

「国際避暑地」中禅寺湖畔をめぐるハイキング

2024年 6/29(土)～8/31(土)

コースルート

＼START／ 中禅寺湖畔ボートハウス → 西十三番園地 → 西六番園地 → 湖畔園地 → イタリア大使館別荘記念公園 → 英国大使館別荘記念公園 → ＼GOAL／ 栃木県立日光自然博物館



主催　日光別荘めぐり連絡会議

問合せ　日光別荘めぐり連絡会議事務局(栃木県自然環境課)　☎028-623-3211
https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/bessomeguri/2024new.html
X(旧Twitter)でも情報発信中　日光別荘めぐり連絡会議@nikko_besso

栃木県HP　X(旧Twitter) QRコード

※イベントの開催内容については変更になる場合がございますので、最新の情報はホームページ等でご確認ください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

栃木県からのお知らせ

「とちぎ旅ウィーク」（6月14日～7月7日）が始まります

栃木県では、県民の日（6月15日）を含めた期間（6月14日～7月7日）を「とちぎ旅ウィーク」とし、この間に「平日にもう1泊　とちぎ旅」事業として週末や祝日に集中しがちな旅行需要を平日に分散させ、オフシーズン中の需要を喚起するための観光キャンペーンを実施します。

この間に「平日にもう1泊　とちぎ旅」事業として県内の観光施設や土産物屋等で使えるクーポンの付与などを行いますので、ぜひ、栃木県へお越しください。

1万名様にご用意！



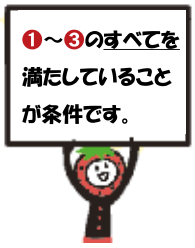
「平日にもう1泊　とちぎ旅」事業の概要

クーポン付与対象宿泊
令和6年6月14日(金)チェックインから7月7日(日)チェックイン分まで

クーポン利用期間
本事業の対象となる宿泊日からチェックアウト日までの期間
※　ただし、最終利用日は7月9日(火)

クーポン発行額
3,000円（ひとり1回まで）

利用条件
①日本国内に居住し、宿泊初日（1泊目の日）に55歳未満の者
②平日を含んで同一施設に2連泊以上
③宿泊料金が一連の宿泊を平均して1泊5,000円以上



- 平日の取扱い：宿泊日とその翌日の両方もしくはどちらかが平日の場合に「平日」となります。宿泊日とその翌日の両方が日曜または祝日の場合、「休日」扱いとなります。
- 旅行期間中に栃木県内のお土産店等で使用できる電子クーポンですので、利用にはスマートフォンに「region PAY」アプリのインストールが必要です。
- 教育旅行、インバウンドは対象外です。

その他
クーポン付与方法や付与対象宿泊施設などの詳細は、決まりましたら順次栃木県観光公式サイト「とちぎ旅ネット」の専用WEBページに掲載します。

＼とちぎ旅ネット／

平日にもう1泊　とちぎ旅に関すること：平日にもう1泊とちぎ旅コールセンター（事務局）
電話番号（10:00~17:00）
6月14日(金)～7月9日(火)の間は土日も営業
- 一般利用者用　：028-614-7212
- クーポン発行事業者・取扱店用：028-614-7211

本事業全般に関すること：栃木県産業労働観光部観光交流課　電話番号：028-623-3305

栃木県内のまつり・イベント情報（６月・７月）

本物の出会い 栃木 Discover your Tochigi

期日	名称	市町名	場所（集合場所）	問い合わせ	TEL
5月11日（土）～6月8日（土）	早乙女荒川河川敷ポピー畑	さくら市	荒川河川敷内（さくら市早乙女）	喜連川観光協会	028-686-3013
5月18日（土）～6月30日（日）	鬼怒川温泉地酒まつり ～鬼喜座景～	日光市	鬼怒川・川治温泉観光情報センター（日光市鬼怒川温泉大原1404-1）	（一社）日光市観光協会	0288-22-1525
5月25日（土）～6月3日（月）	鹿沼さつき祭り	鹿沼市	第1会場：鹿沼市花木センター（鹿沼市茂呂2086-1） 第2会場：JAかみつが鹿沼花木センター（鹿沼市奈佐原町584-1）	鹿沼さつき祭り実行委員会（鹿沼市花木センター）	0289-76-2310
6月15日（土） 10:00～15:00	和の文化に触れる　～茶室で抹茶のおもてなし～	日光市	日光田母沢御用邸記念公園　邸内研修室(茶室)	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
6月16日（日） 午前の部10:30～11:30 午後の部14:30～15:30	県民の日協賛音楽祭　～新緑の箏の調べ～	日光市	日光田母沢御用邸記念公園　研修ホール	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
6月16日（日）予定	吉祥寺あじさい弁天まつり	足利市	吉祥寺（足利市江川町）	吉祥寺	0284-42-6006
6月10日（月）～25日（火）	名草ホタルまつり	足利市	名草下町ホタル養殖池及び名草川沿い（一部）	名草公民館	0284-41-9977
7月13日（土） ～10月13日（日）の土日 午前の部10:30～11:30 午後の部14:30～15:30	御用邸「中坪(中庭)めぐり」ツアーガイド	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
7月14日（日） 午前の部11:00～12:00 午後の部14:00～15:00	フレッシュ青春(あおはる)コンサート Ⅱ	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
7月20日（土）	第6回しもつけ燈桜会	下野市	天平の丘公園	下野市商工観光課	0285-32-8907
7月26日（金）～28日（日）	山あげ祭	那須烏山市	烏山市街地（那須烏山市）	〔平日〕山あげ祭実行委員会（那須烏山市商工観光課） 〔土・日・祝日〕那須烏山市観光協会	0287-83-1115 0287-84-1977
7月26日（金）～28日（日）	真岡の夏まつり（第52回真岡市夏祭大花火大会）	真岡市	真岡市内中心部・真岡市役所周辺（真岡市荒町5191番地）	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月28日（日）	おやまサマーフェスティバル2024 ～第72回小山の花火～	小山市	観晃橋下流思川河畔（小山市役所西側）	おやまサマーフェスティバル実行委員会事務局（小山市観光協会内）	0285-30-4772

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行います。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

■送信先：協会 e-mail　**info@tochigi-sanpai.or.jp**

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に　①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】　－許可証の変更等について－

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更(許可証の写しを添付)及び廃止したとき

－編集後記－

先日、色の効果について報道がありました。色によって段ボールが軽く感じたり、重く感じたりするそうです。黒い段ボールは、白い段ボールに比べて倍近くの重さを感じるそうです。碁石も白石と黒石では白が膨張色のため、同じ大きさだと白石が大きく見えるので白石のほうが一回り小さいとのことでした。また、非常口を知らせるマークの色は緑色ですがこれにも理由があり、火災の時に目立つよう赤の補色である緑に決まっているようです。産業廃棄物にも理解が得られるような色があるといいなと思いました。

先日、第 13 回社員総会が終了し、各議案すべて承認され、令和 6 年度の事業に着手しました。個人的には、これから 2 年間協会にお世話になることが承認され、会員の皆様とともに各種事業等を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

－事務局だより－

☆ 5 月 14 日（月）

栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が、栃木県庁研修館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 5 月 21 日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、東京都港区の全産連会議室において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 5 月 31 日（金）

青年部役員会及び全体会が、栃木県総合文化センターにおいて開催され、小林部長をはじめ 22 名が出席しました。